

平成22年国勢調査第1次試験調査の実施方法等について（案）

1 調査の目的

この試験調査は、平成22年国勢調査の見直しに向けて、調査方法、調査事務及びこれに関する事項について実地の検討を行い、同調査の実施計画の立案に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 検討事項

(1) 調査方法

- ア 原則郵送による調査票提出方法における調査票の回収状況・記入状況等
- イ 調査票配布時の世帯面接の状況が調査票の回収状況等に与える影響
- ウ 調査票未提出世帯に対するフォローアップ回収の方法
- エ 調査票記入精度の確保方法（世帯に対する正確な調査票記入についての周知方法）

(2) 調査事務

<市区町>

- ア 地域特性（人口規模・住宅特性・調査困難性等）別の事務量
- イ 調査票の回収状況の把握・管理及び調査票未提出世帯の調査員への指示方法
- ウ 調査票記入精度の確保方法（調査票の記入不備に係る世帯への照会方法）

<調査員>

- エ 担当調査区数拡大に伴う調査票配布、フォローアップ回収等の事務量

(3) 調査票の記入方法

ア 調査票の記入方法の違いによる記入状況等

	調査票甲	調査票乙
《世帯事項》 ・「住宅の床面積の合計」	・数字記入	・マーク記入
《世帯員事項》 ・産 業		
・「勤め先・業主などの名称」	・文字で記入	-
・「事業の内容」	・文字で記入	・文字で記入
・「事業の種類」	・マーク記入	-
・職 業		
・「仕事の内容」	・文字で記入	・文字で記入
・「仕事の種類」	・マーク記入	-

- イ 世帯における産業・職業大分類格付の可否（調査票甲のみ）

ウ 「従業地又は通学地」の選択肢統一（一般地域用・大都市用調査票）の可否

3 調査の時期及び日程

(1) 調査の時期

調査は、平成19年7月6日（金）午前零時現在によって行う。

(2) 調査の日程

都府県・市区町事務打合せ会 平成19年5月中旬

(市区町・都府県)

調査員事務打合せ会(市区町・調査員) 6月中旬

【調査票配布期間延長型】(調査員)

調査地域の確認 6月18日(月)～6月20日(水)

調査票の配布 6月21日(木)～7月5日(木)

【調査票配布期間従来型】(調査員)

調査地域の確認 6月25日(月)～6月27日(水)

調査票の配布 6月28日(木)～7月5日(木)

調査期日 7月6日(金)

世帯希望による調査票の取集(調査員) 7月6日(金)～7月12日(木)

「調査票提出の確認状」の配布(調査員) 7月6日(金)～7月12日(木)

調査書類の市区町への提出(調査員) 7月6日(金)～7月12日(木)

調査票の郵送提出期限(世帯) 7月12日(木)

調査票の回収状況の把握・管理(市区町) 7月9日(月)～7月17日(火)

調査票未提出世帯の確認及び調査員への

フォローアップ回収の指示(市区町) 7月13日(金)～7月17日(火)

フォローアップ回収(調査員) 7月18日(水)～7月29日(日)

世帯からの調査票の最終提出期限(世帯) 7月31日(火)

調査書類審査会(市区町・都府県) 7月下旬

調査員報告会(調査員・市区町・都府県) 7月末

調査書類の統計局への提出(都府県) 8月上旬

県・市区町報告会(市区町・都府県) 8月上旬

4 調査の地域

(1) 市区町

福島県福島市、福島県白河市、東京都大田区、東京都板橋区、愛知県岡崎市、愛知県刈谷市、京都府京都市、京都府長岡京市、山口県宇部市、山口県平生町、愛媛県松山市、愛媛県砥部町、福岡県久留米市及び福岡県前原市の14市区町

(2) 調査区

上記(1)の区域に属する平成17年国勢調査調査区（一般調査区）の中から地域特性ごとに選定する448調査区

調査区は、総務省統計局が指定する地域特性に該当する調査区を市区町が選定し、総務省統計局において他の統計調査の調査区との重複排除の調整を行った上で総務省統計局長が決定する。

【一般調査区】（1調査員当たり4調査区を担当）

	一戸建の多い地域 (16調査区、4調査員)	共同住宅の多い地域 (16調査区、4調査員)
政令指定都市・県庁所在都市	京都府京都市（人口：約147万人）	
	愛媛県松山市（人口：約51万人）	
中核市・特例市クラス	山口県宇部市（人口：約18万人）	
	福岡県久留米市（人口：約31万人）	
上記以外の市	京都府長岡京市（人口：約8万人）	
	福岡県前原市（人口：約7万人）	
町 村	山口県平生町（人口：約1万人）	
	愛媛県砥部町（人口：約2万人）	

【調査困難地域】（1調査員当たり2調査区を担当）

	建物1棟でいくつかの調査区を構成しているオートロックマンション (16調査区、8調査員)	ワンルームマンションなど単身者が居住する住宅の多い地域 (8調査区、4調査員)	外国人の多い地域 (8調査区、4調査員)
大都市・中核市クラス	東京都大田区（人口：約67万人） 東京都板橋区（人口：約52万人） 愛知県岡崎市（人口：約35万人）		
上記以外の市	福島県福島市（人口：約29万人） 福島県白河市（人口：約5万人） 愛知県刈谷市（人口：約14万人）		

5 調査の対象

調査の対象は、調査期日において、調査の地域内に常住する者。

ただし、外国政府の外交使節団又は領事館の構成員及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く。

6 調査事項

(1) 調査票により、次の事項を調査する。

また、調査区ごとに、記入方法が異なる2種類のOCR（光学式文字読取）調査票（甲・乙）（別記様式1及び2）を配り分ける。

ア 世帯員に関する事項（16項目）

- | | |
|-------------------|------------------------------|
| (ア) 氏名 | 《調査票（甲）》 |
| (イ) 男女の別 | (シ) 勤め先・業主などの名称、事業の内容及び事業の種類 |
| (ウ) 出生の年月 | (ス) 本人の仕事の内容及び仕事の種類 |
| (エ) 世帯主との続柄 | 《調査票（乙）》 |
| (オ) 配偶の関係 | (ジ) 事業の内容 |
| (カ) 国籍 | (ズ) 本人の仕事の内容 |
| (キ) 現在の住居における居住期間 | (セ) 従業上の地位 |
| (ク) 5年前の住居の所在地 | (ソ) 従業地又は通学地 |
| (ケ) 在学、卒業等教育の状況 | (タ) 従業地又は通学地までの利用交通手段 |
| (コ) 就業状態 | |
| (サ) 就業時間 | |

イ 世帯に関する事項（6項目）

- | | |
|--------------|---------------|
| (ア) 世帯の種類 | (エ) 住居の種類 |
| (イ) 世帯員の数 | (オ) 住宅の建て方 |
| (ウ) 家計の収入の種類 | (カ) 住宅の床面積の合計 |

(2) 検討事項についての評価をより客観的に行うため、世帯アンケートにより、次の事項を把握する。

- ア 調査票の設計について
- イ 調査票の提出方法について
- ウ 調査員について
- エ 記入者の男女、年代
- オ 今回の調査及び国勢調査について

7 調査の方法

(1) 調査の流れ

調査は、総務省統計局 - 都府県 - 市区町 - 調査員 - 世帯の流れにより行う。

(2) 調査の方法

ア 調査票の配布は、「調査票配布期間延長型」と「調査票配布期間従来型」の2方法で実施する。

【調査票配布期間延長型】

……… 調査員は、調査期日前の約2週間で世帯と面接し、記入依頼を行った上で調査票を配布する。

なお、世帯が不在等で面接できない場合であっても、できる限り世帯との面接に努め、最終的に世帯と面接できない場合は、調査票を郵便受箱に入れるなどして配布する。

【調査票配布期間従来型】

……… 調査員は、調査期日前の約1週間で世帯と面接し、記入依頼を行った上で調査票を配布する。

なお、世帯への訪問回数の上限をあらかじめ設定し、その訪問回数内に世帯と面接できない場合は、調査票を郵便受箱に入れるなどして配布する。

イ 調査票の提出は原則郵送により行うこととするが、世帯の希望に応じ、調査員への提出、役所への持参についても可能とする。

(注) 調査票の郵送提出に用いる「返送用封筒」は、総務省統計局から提示する仕様により市区町が作成(料金受取人払いの手続を含む)。

ウ 調査期日以後、調査員は調査区内の全世帯に対し、「調査票提出の確認状」を配布する。

エ 世帯から所定の期間内に調査票が提出されなかった場合、市区町からの指示に基づき、調査員がフォローアップ回収を行う。フォローアップ回収は、以下の方法により行う。

【フォローアップ回収】

○ フォローアップ回収は、調査票が提出されない世帯を訪問し、面接の上、調査票を直接回収する方法で行う。

○ 調査票が提出されない世帯が不在等で面接できない場合であっても、できる限り世帯との面接に努める。なお、世帯と面接できないなど、最終的に調査票の提出を直接依頼できない場合には、「調査票提出の督促状」及び調査票等を当該世帯の郵便受箱に入れるなどして配布する。

オ 「世帯アンケート」は、調査員が世帯に配布し、郵送により回収する。

(2) 申告の方法

申告は、世帯主(世帯の代表者を含む)又は世帯員が調査票及び世帯アンケートに記入することにより行う。

8 調査の主要事務

(1) 都府県の事務

- ア 調査員の任命及び統計局への報告
- イ 調査の実施状況の把握
- ウ 調査書類の審査
- エ 調査書類の提出
- オ 調査の実施状況等の記録及び提出

(2) 市区町の事務

- ア 調査員の選考・推薦
- イ 調査員事務打合せ会の開催
- ウ 実地指導及び調査の実施状況の把握
- エ 調査票の回収状況の把握・管理
 - バーコードによる回収状況の把握方式を検討
- オ 調査票未提出世帯の確認及び調査員へのフォローアップ回収の指示
- カ 調査書類審査会の開催及び調査書類の審査
- キ 調査書類の提出
- ク 調査員報告会の開催
- ケ 調査の実施状況等の記録及び提出

(3) 調査員の事務

- ア 調査員事務打合せ会への出席及び自宅での準備
- イ 調査地域の確認及び世帯リーフレットの配布
- ウ 調査対象の把握（「世帯名簿」及び「調査区要図」の作成）及び調査書類の配布
 - 「調査区要図」のプレプリント化を検討
- エ 世帯希望による調査票の収集
- オ 「調査票提出の確認状」の配布
- カ フォローアップ回収
- キ 調査書類の整理及び提出
- ク 調査の実施状況等の記録及び提出

9 結果の検討

結果の検討は、次により行う。

- (1) 調査員は、世帯別に訪問状況、調査状況、フォローアップ回収状況等を記録する。
- (2) 総務省統計局、都府県及び市区町の職員（以下「調査関係者」という）は、調査員と共に実地に巡回し、その状況を記録する。
- (3) 市区町は、調査関係者の出席の下に、調査書類審査会を開催し、審査結果を記録する。また、調査関係者の出席の下に、調査員報告会を開催し、調査員から調査状況、意見、感想等を聴取する。
- (4) 市区町は、調査員指導、調査票の回収状況の把握・管理及び調査票未提出世帯の調査員への指示等の調査事務の状況を記録する。
- (5) 総務省統計局は、調査終了後、調査関係者の出席の下に、都府県・市区町報告会を開催し、調査の実施状況等について報告を得る。
- (6) 総務省統計局は、調査票その他関係書類を審査・集計するとともに、調査の実施状況に関する所要の分析・評価を行う。

10 その他

統計報告調整法による統計報告の徴集として実施（世帯アンケートを含む）

平成22年国勢調査第1次試験調査の調査日程表(案)

